

令和2年4月

各位

そくりょう&デザイン企業年金基金

## 基金事務局の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、当基金の事業運営につきましては、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、政府並びに東京都からの新型コロナウイルス感染症に関する会見等を受け、当基金における今後の対応について検討いたしました。

特に東京都においては新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。

このため、感染が小康状態になるまで以下の方針で感染症対策を行うこととさせていただきますので、加入事業所の皆様にはご理解いただきたく、お知らせ申し上げます。

### 記

1. 感染防止対策（実施中）
  - ① 職員の交代勤務（事務局通常開設）
  - ② 出張、セミナー、懇親会等の参加禁止
  - ③ 手洗い、手指消毒、うがい等の徹底
  - ④ 職員、家族の健康状態の確認・報告の徹底
  - ⑤ 職員、家族の海外渡航の禁止
  - ⑥ 人混みへの不要不急の外出の自粛
  - ⑦ 感染拡大状況などの情報収集
2. 基金事務局内の感染予防対策についての対応  
厚生労働省が示した受診の目安に基づく対応を行います。
3. 緊急事態宣言の発表に伴う基金事務局の対応について
  - ① 「1.感染防止対策」の徹底
  - ② 事務所開設時間の短縮又は事務所の閉鎖
4. 職員が感染した場合の対応
  - ① 緊急連絡先への連絡
  - ② 事務所内を消毒、職員の健康状態などを調査
  - ③ 事務所来訪者へ感染者が発生した旨の連絡

- ④ 職員が感染した場合、事務所面積から職員全員の濃厚接触が疑われるため、約2週間の事務所閉鎖

## 5. 事務所を閉鎖したときの対応について

### ① 事務所閉鎖通知について

#### ア 外出禁止令の場合

- ・加入事業所 ホームページ又は郵送による広報
- ・受給者 ホームページによる広報

#### イ 職員が感染した場合

- ・加入事業所 ホームページ又は郵送による広報
- ・受給者 ホームページによる広報

### ② 掛金の対応について

事務所の閉鎖が掛金納入告知書の発送時期と重なった場合、加入事業所への通知ができない場合が想定されます。

この場合は、告知できなかった掛金はその翌月に2ヵ月分を納入告知することとします。

掛金を自動引落として行っている場合は一度に2ヵ月分の引落となります。

### ③ 適用業務について

閉鎖期間の事務処理は行えません。事務所が再開してからの処理となります。

### ④ 給付について

#### ア 年金の定期支払について

通常通り支払

#### イ 一時金及び年金の随時払について

閉鎖期間の事務処理は行えません。事務所が再開してからの処理となるため、通常より1ヶ月程度遅れての支払となる場合があります。

## 6. 事務所を再開したときの対応について

### ① 緊急連絡先への連絡

### ② 加入事業所、受給者への連絡

#### ア 加入事業所 ホームページ又は郵送による広報

#### イ 受給者 ホームページによる広報

以上